

2013年11月11日 全15頁

法律·制度 Monthly Review 2013.10

法律・制度の新しい動き

金融調査部 研究員 是枝 俊悟

[要約]

- 2013 年 10 月の法律・制度に関する主な出来事と、10 月に金融調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。
- 10月は、安倍首相が来年4月に消費税率を8%に引き上げることを決断したこと(1日)、 与党が「民間投資活性化等のための税制改正大綱」を公表したこと(1日)、産業競争 力強化法案が国会提出されたこと(15日)、金融庁が国内基準行向けバーゼルⅢの開 示に係る告示案を公表したこと(23日)、などが話題となった。
- 金融調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成 している。

≪ 目 次 ≫

〇10 月の法律・制度レポート一覧	 2
〇10 月の法律・制度に関する主な出来事	 2
〇11 月以後の法律・制度の施行スケジュール	 4
〇今月のトピック	
設備投資減税、大幅拡充	 5
〇レポート要約集	 10
〇10 月の新聞・雑誌記事・TV 等	 14
〇10 月の大和総研ウェブサイトコラム	 15

◇10月の法律・制度レポート一覧

日付	レポート名	作成者	内容	枚数
2 日	法律·制度のミニ知識 法定相続分にかかる話題 ~平成 25 年 9 月 4 日、最高裁判所の違憲判断~	堀内 勇世	その他法律	P. 5
7日	バーゼルⅢへの対応状況(2012 年末時点) 〜モニタリング結果の公表(第 4 回) : 内部留保の積立でクリア可能か〜	鈴木 利光	金融制度	P. 10
9日	法律·制度 Monthly Review 2013.9 〜法律·制度の新しい動き〜	是枝 俊悟	その他法律	P. 10
10日	なるほど NISA 第1回 いよいよ NISA がスタート	吉井 一洋	税制	P. 2
15 日	設備投資減税、大幅拡充 ~「民間投資活性化等のための税制改正大綱」 の解説その1~	是枝 俊悟	税制	P. 11
22 日	公開買付け等事実の公表措置 ~インサイダー取引規制の見直しに関連して~	横山 淳	金融商品 取引法	P. 8
23 日	純粋持株会社等におけるインサイダー軽微基準	横山 淳	金融商品 取引法	P. 16
25 日	消滅時効に関する改正提案(前半) ~民法(債権関係)の改正に関する中間試案-2~	堀内 勇世	その他法律	P. 12
20 日	所得拡大税制の恩恵を受けられる企業とは? ~「民間投資活性化等のための税制改正大綱」 の解説その2~	是枝 俊悟	税制	P. 14
31 日	情報伝達行為等に対する規制、来春施行予定 ~2013 年金商法改正関連シリーズ~	横山 淳	金融商品 取引法	p. 4

◇10月の法律・制度に関する主な出来事

日付	主な出来事
	◇税務署が NISA の非課税適用確認書の交付申請書の受付を開始。初日だけで計 358
	万件(国税庁発表)の申請が税務署に提出される。
	◇消費税転嫁対策特別措置法が施行。
1日	◇公的年金支給額、10月分(実際の支給は12月)から1%引き下げ。
	◇内閣、「消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について」を閣議決
	定。安倍首相、消費税率を 2014 年 4 月 1 日に 5%から 8%へ引き上げることを決断。
	◇自由民主党・公明党「民間投資活性化等のための税制改正大綱」を公表。
0.0	◇金融庁、10SCO(証券監督者国際機構)による最終報告書「『10SCO 証券規制の目
8日	的と原則』 原則 6、7 の実施状況に係るテーマ別レビュー」に関するリリースの仮



	訳等を公表。
	◇産業競争力強化法案・社会保障改革プログラム法案、国会提出。
	◇国際決済銀行・支払決済システム委員会(BIS/CPSS)・IOSCO代表理事会、市中協
	議報告書「清算機関のための定量的な情報開示基準」を公表し、12月 13日を期限
15 日	とした市中協議を開始。
	◇IOSCO、「証券市場のリスク・アウトルック 2013-2014」を公表。
	◇バーゼル委、「バーゼルⅢ規制との整合性評価プログラム」の更新版及び「バーゼ
	ルⅢ資本規制の実施を評価するための整合性評価プログラムの質問票」を公表。
	◇保険監督者国際機構(IAIS)、「国際的に活動する保険グループの監督のための共
18日	通の枠組み(ComFrame)」(第三次案)を市中協議に付す。
	◇高校無償化見直し法案、国会提出。高校無償化に所得制限を設ける案。
21 日	◇IOSCO、「第2回IOSCO ヘッジファンドサーベイ報告書」を公表。
	◇金融庁、国内基準行向けバーゼルⅢの開示に係る告示案を公表(11 月 8 日まで意
	見募集)。
	◇バーゼル委、「流動性ストレステスト:理論・実証・民間および監督当局の実務」
	および「流動性ストレスの要因に関する文献サーベイ」と題するワーキング・ペー
23 日	パーを公表。
	◇東証·大証、デリバティブ市場の大証への統合予定日を 2014 年 3 月 24 日とする旨、
	公表。
	◇東証・大証、超長期国債先物取引を 2014 年 4 月 7 日から再開する旨、公表。
	◇米国 SEC、クラウドファンディングの規則案を公表。
	◇政府税制調査会内に設置された国際課税ディスカッショングループの第 1 回会合
24 日	が開催。座長は田近栄治・一橋大学大学院経済学研究科特任教授。
	◇英国 FCA、クラウドファンディングの規制についてのコンサルテーション・ペーパ
	- 一を公表 (12 月 19 日まで意見募集)。
25 ⊟	◇金融庁、「新規融資や経営改善・事業再生支援等における参考事例集」を公表。
	◇特定秘密保護法案、国会提出。
	◇平成25年金融商品取引法等改正(1年以内施行)等に係る政令案、公表(11月27
28 日	日まで意見募集)。情報伝達行為等に対するインサイダー取引規制を、2014 年 4
	月1日から施行予定。
	◇IFRS の任意適用要件の緩和に係る内閣府令等の改正が公布、同日施行。
00 🗖	◇日証協、高齢顧客への勧誘による販売に係る「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関
29日	する規則」等を一部改正、高齢顧客への勧誘による販売に係るガイドラインを制 中、原則 10 B 16 B 16 C 15 年
20 🗖	定。原則 12 月 16 日施行。
30 日	◇金融安定理事会(FSB)は、第5回アジア地域諮問グループ会合を東京で開催。
	◇IFRS 財団モニタリング・ボード、「モニタリング・ボード憲章」及び「IFRS 財団
31 日	の枠組み強化のための覚書(MoU)」の改訂版を公表。
	◇バーゼル委、「トレーディング勘定の抜本的見直し」に係る第二次市中協議文書を
	公表。



◇11 月以後の法律・制度の施行スケジュール

	日付	施行される内容
	11月5日	◇空売り規制の見直しの施行。
2013年	12月16日	◇高齢顧客への勧誘による販売に係る「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」等の改正の原則施行(社内規則の制定については努力 義務)。
	1月1日	◇上場株式等の配当・譲渡益等の税率(個人)が10.147%から20.315% に引き上げ。 ◇NISAにおける新規投資が可能に。
	3月16日	◇高齢顧客への勧誘による販売に係る「協会員の投資勧誘、顧客管理等 に関する規則」等の改正の一部施行(社内規則の制定を義務化)。
	3月24日	◇東証のデリバティブ市場が大証に統合される(予定)。
2014年	3月31日	◇国内基準行向けバーゼルⅢの適用開始。 ◇「退職給付に関する会計基準」の改正(未認識数理計算上の差異及び 未認識過去勤務費用の計上)について2014年3月期の期末から強制適 用。
	4月1日	 ◇消費税率が5%から8%に引き上げ。 ◇住宅ローン減税の控除限度額が拡充。 ◇「企業結合に関する会計基準」の改正について早期適用が可能に。 ◇「退職給付に関する会計基準」の改正(退職給付債務・勤務費用の計算方法の見直しなど)について2015年3月期の期初から原則適用開始。
	12月1日	◇投資信託等のトータル・リターンの通知制度の適用開始。
	1月1日	◇相続税・贈与税の抜本改正(相続税・贈与税の最高税率の 55%への引き上げ、相続税の基礎控除額の 4 割縮減など)の施行。 ◇所得税の最高税率が 40%から 45%に引き上げ。
2015年	3月31日	◇復興特別法人税の課税期間の終了。
2015年	4月1日	◇「企業結合に関する会計基準」の改正の強制適用。
	10月1日	◇消費税率が8%から10%に引き上げ。
	12月31日	◇「教育資金の一括贈与非課税措置」における金融機関の口座への拠出 可能期間が終了。
2016年	1月1日	◇公社債税制の抜本改正(申告分離課税化、上場株式等との損益通算など)の施行。

※2013 年 10 月 31 日時点で決定されている法令・規則等に則って記載している。税制・会計等の適用時期は、3 月決算法人の例を記載している。10 月中に新たに決定されたスケジュールは太字で記載。



◇今月のトピック

設備投資減稅、大幅拡充

2013年10月15日 是枝 俊悟

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20131015_007788.html

※図表番号は、引用元の図表番号に対応している。

図表1 生産性向上設備投資促進税制(案)の概要

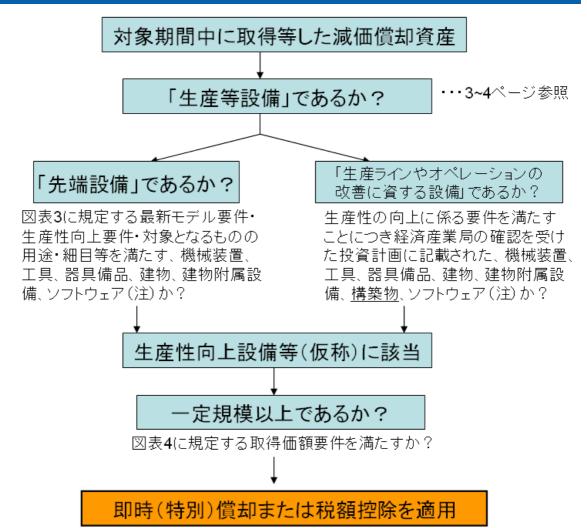
<u> </u>					
	生産等設備投資促進税制	生産性向上設備 投資促進税制(案)			
適用期間	平成25年4月1日~平成27年3月31日開始事業 年度	産業競争力強化法(仮称)の施行日から 平成29年3月31日までの間の対象設備の取得等			
対象設備	生産等設備を構成する資産のうち機械装置 生産等設備…その法人の製造業その他の事業 の用に直接供される減価償却資産(無形固定資 産及び生物を除く)で構成されているもの。本 店、寄宿舎等の建物、事務用器具備品、乗用自 動車、福利厚生施設等は、該当しない。	生産等設備(注)を構成する機械装置、工具、器具備品、建物、建物附属設備、構築物、ソフトウェアで、産業競争力強化法(仮称)に規定する生産性向上設備等(仮称)に該当するもののうち、一定の規模以上のもの(詳細は、図表2~図表4を参照)			
適用条件	当期に取得等をした生産等設備の取得価額の合計額が、下記の①および②の金額を超える ①当期の減価償却費(損金経理額) ②前期に取得等をした生産等設備の取得価額の合計額の110%相当額	(当期に取得等をした生産等設備の取得価額の合計額に よる条件はなし)			
特例	生産等設備を構成する資産のうち機械装置をその法人の国内にある事業の用に供したとき、特別償却または税額控除を選択適用特別償却:取得価額の30%の特別償却税額控除:取得価額の3%の税額控除(ただし、控除限度額は法人税額の20%以内)	生産性向上設備等を国内にあるその法人の事業の用に供したとき、下記の償却の特例または税額控除を選択適用(ただし、税額控除限度額は法人税額の20%以内)取得日償却の特例 者記以外 構築物 本128.4.1~ 日25%の 日25%の 日25%の 日28.3.31税額控除 建物・ 右記以外 構築物 名別 日25%の 日25%の 日25%の 日28.4.1~ 日28.3.31			
法人住民税の扱い	税額控除を適用した場合、中小企業者等は税 額控除適用後の法人税をベースに法人住民税 を計算できる	税額控除を適用した場合、中小企業者等は税額控除適用 後の法人税をベースに法人住民税を計算できる			

(注)生産等設備投資促進税制における「生産等設備」と同じであるかは大綱では明確でないが、ソフトウェアが追加されるものと考えられる。 (出所)法令、大綱等をもとに大和総研金融調査部制度調査課作成

※「大綱」とは、自由民主党・公明党「民間投資活性化等のための税制改正大綱」(平成 25 年 10 月 1 日発表)のことをいう。以下同じ。



図表 2 生産性向上設備投資促進税制 (案) における対象設備の判定フロー



(注)「先端設備」においてはソフトウェアは中小企業者等に限られるが、「生産ラインやオペレーションの改善に資する設備」においてはソフトウェアは中小企業者等に限定されない。

(出所)大綱をもとに大和総研作成

※上記図表2の「3~4ページ参照」とは、参照元レポートの3~4ページを参照、という意味である。

図表3 先端設備に該当するための要件

	1	2	3	4
減価償却資産 の種類	最新モデル要 件(販売開始 年)(注1)	生産性向 上要件 (注3)	対象となるものの用途・細目	中小企業者 等の限定
機械装置	10年以内 (注2)	あり	(限定なし)	(限定なし)
工具	4年以内	あり	ロール	(限定なし)
器具備品	6年以内	あり	イ 陳列棚および陳列ケースのうち、冷凍機付または冷蔵機付のものロ 冷房用または暖房用機器 ハ 電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気またはガス機器ニ 氷冷蔵庫および冷蔵ストッカー(電気式のものを除く)ホ 電子計算機(サーバー(ソフトウェア(OS)を同時に取得するものに限る)に限る)へ 試験または測定機器	左記ホは中 小企業者等 に限る
建物	14年以内	あり	断熱材および断熱窓	(限定なし)
建物附属設備	14年以内	あり	イ 電気設備(照明設備を含む)のうちその他のものロ 冷房、暖房、通風またはボイラー設備ハ 昇降機設備ニアーケードまたは日よけ設備(ブラインドに限る)ホイ〜二以外のその他のもの(日射調整フィルムに限る)	(限定なし)
ソフトウェア	5年以内	(なし)	設備の稼働状況等に係る情報収集機能およ び分析・指示機能を有するもの	中小企業者 等に限る

- (注1)「種類別に定められた年数以内に販売開始されたものでかつ最も新しいモデルであるもの」 もしくは「販売開始年度が取得等をする年度およびその前年度であるモデル」であることが 要件となっている。
- (注2)中小企業者等が取得するソフトウェア組込型機械装置においては、「10年以内に販売開始されたもので最新モデルおよびその最新モデルの1つ前のモデル」であることが要件となっている。
- (注3)旧モデル比で生産性(単位時間あたりの生産量、精度、エネルギー効率等)が年平均1% 以上向上するものであることが要件となっている。
- (出所)大綱をもとに大和総研作成



図表 4 一定以上の規模であることの要件(取得価額の要件)

	原則	特例
機械装置	1台または1基の取得価額が160 万円以上	_
工具	1台または1基の取得価額が120	1台または1基の取得価額が30万円 以上で、かつ1事業年度におけるそ
器具備品	万円以上	の取得価額の合計額が120万円以 上のものを含む
建物		_
構築物		
建物附属設備	1の取得価額が120万円以上	1の取得価額が60万円以上で、かつ、1事業年度におけるその取得価額の合計額が120万円以上のものを含む
ソフトウェア	1の取得価額が70万円以上	1の取得価額が30万円以上で、かつ、1事業年度におけるその取得価額の合計額が70万円以上のものを含む

(出所)大綱をもとに大和総研作成

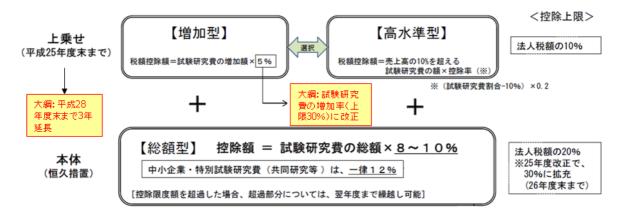
図表 5 現行の中小企業等投資促進税制と大綱による改正案

現行の中小企業等投資促進税制			大綱による改正案		
適用期限		平成26年3月31日までの対象設備 の取得等		平成29年3月31日までの対象設備の取得等 (3年延長)	
対象業種		ほぼ全業種 (娯楽業、風俗営業等を除く)			
対	象事業者	中小企業者等(資本金1億円以下)		「生産性向上設備投資促進税制」	
	機械装置	すべて(1台160万円以上)	٦,	(案)の対象設備の要件も満たす	
対象設備	器具備品	・電子計算機 (1台あるいは複数台計120万円以上) ・測定工具及び検査工具 ・試験又は測定機器 (1台30万円以上かつ 1台あるいは複数台計120万円以上) ・デジタル複合機 (1台120万円以上)		場合、特例は下記に拡充 「生産性向上設備 投資促進税制」 (案)の対象設備の 要件を満たさない 場合は現行の特例	
	ソフトウェア	1基あるいは複数基計70万円以上			
	貨物自動車	車両総重量3.5t以上	5		
	内航船舶	すべて(ただし、特別償却または税額 控除の算定対象になるのは取得価額 の75%まで)		「生産性向上設備投資促進税制」(案)の対象 設備の要件も満たす場合の特例	
性加	資本金3,000万円 以下(特定中小企 業者等)	取得価額の30%の特別償却または 取得価額の7%の税額控除 (ただし法人税額の20%以内) の選択適用		資本金3,000万 円以下(特定中 小企業者等) 即時償却または 取得価額の10%の税額控除 (注) の選択適用	
特例	資本金3,000万円 超1億円以下(上 記以外の中小企 業者等)	取得価額の30%の特別償却		資本金3,000万 円超1億円以下 (上記以外の中 (注) 小企業者等) 即時償却または 取得価額の7%の税額控除 (注) の選択適用	
	質控除額が 額を超過した場合	控除限度超過額の1年間の繰越しが 可能			
法人住民税での扱い 適		税額控除を適用した場合、税額控除 適用後の法人税をベースに法人住民 税を計算できる			

税を計算できる (注)大綱に明記はないが、現行制度同様控除限度額は法人税額の20%以内となるものと考えられる。 (出所)法令、大綱等をもとに大和総研作成

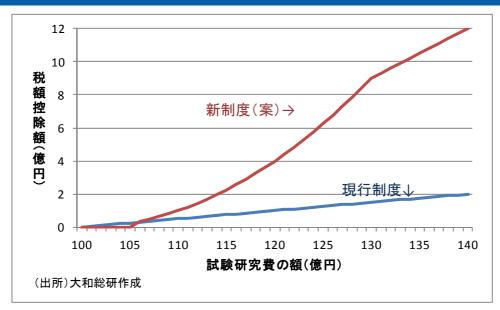


図表 6 現行の研究開発促進税制の概要と大綱による改正案



(出所)経済産業省資料をもとに大和総研作成

図表 7 現行制度と新制度(案)の税額控除額の比較(比較試験研究費が100億円の企業の例)



図表8 研究開発促進税制について、経産省要望と大綱の比較

	経産省要望	大綱
	適用期間の3年延長	要望通り
増加型	控除率を一律30%に引き上げ	控除率は「増加率」とし、最大で 30%に引き上げる
	控除額の繰越制度(3年)の創設	(記載なし)
高水準型	適用期間の2年延長	経産省要望を上回る「3年延長」
総額型	中小企業の控除率を12%から20%に引き上げ	(記載なし)

(出所)経産省要望、大綱をもとに大和総研作成

※「経産省要望」とは、平成26年度の経済産業省の税制改正要望のことをいう。



◇レポート要約集

【2日】

法定相続分にかかる話題

~平成 25 年 9 月 4 日、最高裁判所の違憲判断~

平成25年9月4日に最高裁判所の違憲判断が出た。

遺産相続において、結婚していない男女の間に生まれた「非嫡出子(婚外子)」の法定相続分を、結婚している男女の間に生まれた「嫡出子」の半分と定めた民法の規定が憲法に違反するとした判断である。

今後、この民法の規定の改正に関する議論が高まるであろう。また、非嫡出子に関連する事項として新聞等で指摘されている出生届の記述や寡婦控除の不適用に関する問題も議論が 高まる可能性がある。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/law-others/20131002 007745.html

【7日】

バーゼルⅢへの対応状況(2012年末時点)

~モニタリング結果の公表 (第4回):内部留保の積立でクリア可能か~

2013 年 9 月 25 日、バーゼル銀行監督委員会 (BCBS) は、「バーゼルⅢモニタリングレポート」 (2012 年末時点) を公表している。

今回のモニタリングの対象となった銀行(金融機関)は、全部で 223 である。その内訳は、グループ 1(Tierl 資本 30 億ユーロ超の国際的に活動する銀行(金融機関))が 101、グループ 2(その他すべての銀行(金融機関))が 122 である。

普通株式等 Tier1 (CET1) 比率に関しては、グループ 1 の 99%が最低所要水準(4.5%)を、90%が最低所要水準と資本保全バッファーの合計(7.0%)をクリアしている。同じくグループ 2 では、94%が最低所要水準(4.5%)を、82%が最低所要水準と資本保全バッファーの合計(7.0%)をクリアしている。

グループ 1 及びグループ 2 の銀行(金融機関)におけるリスク・アセット(自己資本比率計算における分母)は、バーゼルIIを適用することにより、それぞれ(バーゼルIIベースと比して)14.1%、7.4%の増加が見られている。グループ 1 における最大の変動要因は信用評価調整(CVA)の導入であり、リスク・アセットを4.5%増加させるという結果が出ている。

グループ1の銀行(金融機関)においては、全体として前回のモニタリング結果(2012年6月末時点)から資本不足額の改善(減少)が見られており、とりわけCET1の資本不足額は大幅に減少している。具体的には、最低所要水準(4.5%)に対する資本不足額、そして最低所要水準および資本保全バッファーの合計(7.0%)に対する資本不足額が、それぞれ前回から40.1%、41.9%も減少している。

前回のモニタリング結果に引き続き、今回のモニタリング結果からも、銀行(金融機関)は、主として現状のペースで内部留保を積み立てていくことにより、2019年の完全実施までに、CET1比率7.0%、ひいては総自己資本比率10.5%に対する資本不足額の大部分を補うことが可能となりそうなことが窺われる。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20131007_007766.html



[9日]

法律·制度 Monthly Review 2013.9

~法律・制度の新しい動き~

2013年9月の法律・制度に関する主な出来事と、9月に金融調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。

9月は、バーゼル委・IOSCO (証券監督者国際機構)が中央清算されないデリバティブに取引に係る証拠金規制に関する最終報告書を公表したこと (2日)、ASBJ が企業結合に関する会計基準の改正を公表したこと (13日) などが話題となった。

金融調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/law-others/20131009_007772.html

【10日】

なるほど NISA 第1回 いよいよ NISA がスタート

これまでわが国では、マル優制度や財形非課税貯蓄制度など、公社債や預貯金をターゲットとした非課税制度はありましたが、株式や株式投資信託をメインのターゲットとした非課税制度はありませんでした。

本シリーズでは、NISAについて、その仕組み、誕生の経緯、利用方法や他の非課税制度との 比較を交え、解説をしていきたいと思います。

http://www.dir.co.jp/research/report/finance/nisa/20131010_007774.html

【15日】

設備投資減稅、大幅拡充

~「民間投資活性化等のための税制改正大綱」の解説その1~

平成25年10月1日、自由民主党および公明党は「民間投資活性化等のための税制改正大綱」 (以下、大綱)を発表した。現在は与党が衆議院・参議院ともに過半数を占めているため、 大綱に記載されている内容はほぼ予定通り実現するものと考えてよいだろう。

本稿では、大綱のうち、設備投資関連および研究開発促進税制について解説する。

大綱では、生産性向上設備投資促進税制を創設し、企業が最新モデルの設備を取得等した場合に、即時償却または最大5%(中小企業者等を除く)の税額控除を選択適用できるものとしている。

大綱では、中小企業等投資促進税制について、生産性向上設備投資促進税制の要件も満たす設備投資については、即時償却または最大10%の税額控除を選択適用できるものとするとともに、適用期間を3年延長するとしている。

大綱では、研究開発促進税制の増加型・高水準型の適用期間を3年延長するとともに、増加型の控除率について、現在の一律5%から、試験研究費の増加率(最大30%)に改正するとしている。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20131015_007788.html



【22日】

公開買付け等事実の公表措置

~インサイダー取引規制の見直しに関連して~

2013年9月4日、昨年(2012年)の金融商品取引法改正に関連する一連の政令・内閣府令の改正が公布された。この中に、インサイダー取引規制上の公開買付け等事実に関する公表措置の見直しが含まれている。

具体的には、①公開買付者等が上場会社である場合に、自ら取引所に通知して TDnet で開示した場合、②公開買付者等が上場会社でない場合に、被買付企業(上場会社)などに取引所への通知を依頼し、その被買付企業などが要請に基づいて取引所に通知して TDnet で開示した場合に、インサイダー取引規制上の公開買付け等事実に関する公表措置があったものとしている。

2013年9月6日から施行されている。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20131022_007816.html

【23日】

純粋持株会社等におけるインサイダー軽微基準

2013年9月4日、昨年(2012年)の金融商品取引法改正に関する一連の政令・内閣府令の改正が公布された。この中に、純粋持株会社等におけるインサイダー取引規制上の軽微基準の見直しが含まれている。

具体的には、上場会社が、純粋持株会社等(有価証券報告書において関係会社に対する売上高(製品・商品売上高を除く)が売上高の80%以上であるもの)に該当する場合は、インサイダー取引規制上の一定の重要事実の軽微基準を、単体ベースではなく、連結ベースで判断することとしている。

政令・内閣府令の改正は、2013年9月6日から施行されている。なお、純粋持株会社等に該当するか否かの判断は、施行日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書から適用されることになる。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20131023 007821.html

【25日】

消滅時効に関する改正提案(前半)

~民法(債権関係)の改正に関する中間試案-2~

「民法(債権関係)の改正に関する中間試案」が2013年2月26日に決定されている。

現在、法制審議会民法(債権関係)部会で、2015年2月頃に法制審議会の答申が可能となるように、要綱案を取りまとめることを目指して改正に向けた審議が続けられている。

「民法(債権関係)の改正に関する中間試案」の内容は多岐にわたるが、ここでは債権の「消滅時効」に関する改正提案のうち、時効期間とその起算点に関する部分に着目した改正提案を取り上げる。

中間試案では、「債権の消滅時効における原則的な時効期間と起算点」につき3つの案を提案している。これは、意見が割れるような難しい問題であることの表れであるともいえよう。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/law-others/20131025_007826.html



所得拡大税制の恩恵を受けられる企業とは?

~ 「民間投資活性化等のための税制改正大綱」の解説その2~

平成25年10月1日、自由民主党および公明党は「民間投資活性化等のための税制改正大綱」 (以下、大綱)を発表した。本稿では、大綱のうち、所得拡大促進税制について解説する。

大綱では、所得拡大促進税制の適用期限を2年延長するとしている。また、適用要件のうち 基準事業年度(通常の3月決算法人は、平成24年度)比の給与総額増加率を一律5%から2 ~5%に緩和し、平均給与の判定を継続雇用者に限定して行うこととしている。

従業員数が一定の企業を想定すると、毎年2%程度の給与総額の引き上げを行っていれば、 毎年度、改正後の所得拡大促進税制を適用できることとなる。

企業の財務諸表を分析してみると、成長企業、製造業の企業などにおいては特段のベースアップを行わなくても改正後の所得拡大促進税制を適用できる可能性が考えられる。

他制度も考慮した所得拡大促進税制(改正案)の副次的効果としては、企業に、研究開発者の増員や、派遣・請負等から直接雇用への切り替えを行うインセンティブも与えるものと考えられる。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20131025_007830.html

【31日】

情報伝達行為等に対する規制、来春施行予定

~2013 年金商法改正関連シリーズ~

2013年10月28日、金融庁は、「平成25年金融商品取引法等改正(1年以内施行)等に係る政令案の公表について」を明らかにした。

この中で、金融庁は、新たに導入される情報伝達行為等に対するインサイダー取引規制を、 2014年4月1日から施行する方針を示している。

その他に、情報伝達行為等に対する課徴金額を計算する上での細目や、情報伝達行為等を証券取引等監視委員会による犯則調査の対象とすることなども盛り込まれている。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20131031 007847.html



◇10月の新聞·雑誌記事·TV等

掲載誌名等・日付	タイトル等	担当者
	、家計への影響試算・コメント等 「、10月4日付朝刊7面) 「、10月12日付朝刊13面) 「) 「) 「) 「) 「) 「) 「) 「) 「) 「) 「) 「) 「)	是枝 俊悟
大和スペシャリスト TV (10月3日収録)	NISA(少額投資非課税制度) 申請スタート	吉井 一洋
毎日新聞 (10 月 7 日付朝刊 1 面)	所得拡大促進税制の改正案について コメント	是枝 俊悟
BS フジ「プライムニュース」 (10 月 23 日放送)	「少額投資に非課税制度 『NISA』の光と 影 資産形成成否の鍵とは」に生出演	吉井 一洋
Financial Adviser (11 月号)	会計・税務 ZOOM UP! Vol.32 「NISA」は便利になるのか	鳥毛 拓馬



Mart (12 月号)	NISA についてコメント	鳥毛 拓馬
ビジネス法務 (12 月号)	制度と最新事例からみる ライツ・オファリング	横山 淳
週刊ダイヤモンド (11 月 2 日号)	数字は語る—日本の所得税は個人単位 同じ世帯年収なら「共働き」が有利	是枝 俊悟

◇10月の大和総研ウェブサイトコラム

日付	タイトル	執筆者
10月8日	「三角合併」雑感 http://www.dir.co.jp/library/column/20131008_007767.html	横山 淳

